

通所介護事業所における連携による看護職員配置の取扱いについて（通知）

八王子市 福祉部 高齢者いきいき課

第 6 期介護保険制度改正により、通所介護事業所との雇用関係が必要とされていた看護職員配置について解釈通知が改正され、一定の要件を満たす場合には病院、診療所、訪問看護ステーション等との連携によっても看護職員配置に係る人員基準を満たすものとみなされることとなった。

（参考 厚生労働省 解釈通知・追加部分）

「病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により、看護職員が指定通所介護事業所の**営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い**、病院、診療所、訪問看護ステーションと指定通所介護事業所が**提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図っている場合**には、看護職員が確保されているものとする。なお、「**密接かつ適切な連携**」とは、**指定通所介護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保することである。**」

通所介護事業所において訪問看護ステーションへの委託等により看護職員配置基準を満たしたものとする場合の取扱いを下記のとおり定める。

記

1 提出書類について

1) 病院、診療所又は訪問看護ステーションとの協定等に基づく場合

①勤務形態一覧表

連携の看護職員に関しても勤務形態一覧表への勤務時間等の記載が必要となる。記載にあたっては、通所介護事業所の利用者の健康管理にあたる**看護職員が特定できる場合はその者の氏名を記入し**、複数の看護職員がその日のローテーションに応じて事業所を訪問するため**特定できない場合は氏名欄は空欄**とする。

なお、連携により通所介護事業所の利用者の健康管理にあたる看護職員に関しては、「備考欄」に看護職員が所属する病院、診療所又は訪問看護ステーションの名称を記入すること。

②協定書等

協定書・委託契約書等の文面には、次の内容が含まれていなければならない。

- ・ **提供日ごとに利用者の健康状態の確認を行う**旨の記載があること。
- ・ **提供時間帯を通じて、必要な際には看護職員が事業所に駆けつけることができる連携体制**や、利用者の健康状態に関する**事業所からの相談に対応できる連絡体制**が確保されていること。

・利用者に賠償すべき事故が発生した場合の責任の所在に関すること。

2) 併設・近接でない同一法人の他事業所の看護職員が兼務する場合

①勤務形態一覧表

当該看護職員の氏名、勤務時間等を記載し、備考欄に「(事業所名) 兼務」などと記入すること。

②通所介護事業所との連携体制が確認できる資料

該当看護職員に対する辞令書、通所介護事業所と病院等との連携体制図など、「密接かつ適切な連携体制の具体的内容」が確認できる資料を提出すること。

3) 併設・近接する同一法人の他事業所の看護職員が兼務する場合

①勤務形態一覧表

当該看護職員の氏名、勤務時間等を記載し、備考欄に「併設(事業所名) 兼務」などと記入すること。

3 注意点

1) 同一法人の他事業所(併設・近接又は併設・近接以外)の看護職員が兼務する場合

兼務する看護職員が同一法人の他事業所で勤務する時間中でも、必要に応じて通所介護事業所への駆けつけや適切な指示ができる体制及び具体的な運用方法を定めておかねばならない。

2) 訪問看護ステーションの看護職員が通所介護事業所で勤務する時間の取扱

訪問看護ステーションの看護職員が通所介護事業所で勤務する時間は、訪問看護事業所の勤務時間に含めることができない。

3) 記録

連携先の看護職員が提供日ごとに利用者の健康管理を行っていることを事業所の業務日誌等に記録しておくこと。

4) 機能訓練指導員の兼務について

病院、診療所、訪問看護ステーション等との連携による配置が認められるのは看護職員のみであり、連携先看護職員が機能訓練指導員を兼務すること(連携による機能訓練指導員の配置)は認められない。

従って、個別機能訓練加算(I、II)の算定要件となっている常勤専従の機能訓練指導員又は専従の機能訓練指導員に連携先看護職員をあてるとは認められない。

4 その他

通所介護事業所より事業所に配置する看護職員だけで密接かつ適切な連携が確保できない場合の取扱いについて照会があったため、厚生労働省に問い合わせを行った。照会及び回答の内容は以下のとおり。

(問) 事業所に配置する看護職員（雇用関係あり）が「サービス提供時間を通じた密接かつ適切な連携」に対応できない場合に、該当部分の業務のみを連携先看護職員に担わせることができるか。また、連携先看護職員は営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行うことが義務付けられている。事業所の配置看護職員が利用者の健康管理を行っていても、連携先看護職員は利用者健康管理のため営業日ごとに事業所を訪問する必要があるか。

(答) 「サービス提供時間を通じた密接かつ適切な連携」に係る部分のみを連携先看護師が担うことも可能である。この場合、事業所に配置された看護職員により利用者の健康状態の確認が適切に行われており、事業所に配置されている看護職員と連携先看護職員との間で利用者の健康状態に関する情報共有が適切に図られている場合には、連携先看護職員がサービス提供日ごとに事業所を訪問する必要はない。

《問い合わせ》

福祉部 高齢者いきいき課

事業者指定担当

電話：042-620-7452

FAX：042-623-6120